懲戒処分効力停止の公告

東京弁護士会が　飯田　秀人　会員（登録番号11582）に対してなした懲戒処分（業務停止１年、平成23年８月１日告知）につき、本会がこれに対する審査請求について前記懲戒処分を業務停止８月に変更する旨の裁決を行ったところ（平成23年11月２日告知）、同会員から懲戒処分執行停止申立て及び裁決取消しの訴えが提起され、平成23年11月22日、東京高等裁判所は、本件処分の効力を本案判決が確定するまで停止する旨決定し、この決定は平成23年11月25日効力を生じたので、公告する。

平成 24 年１月６日　　日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢40～50歳代(推定)の男性、血液型Ａ型、身長156㎝位、所持金品は、着衣（灰色ジャンパー、青色ジーンズ他）、煙草、簡易ライター、現金651円

上記の者は、平成23年10月29日午前６時25分頃、山形県酒田市光ヶ丘３丁目１番70号酒田市光ヶ丘プール南西方約100m先の松林内において発見されたもので、平成23年10月28日午後８時頃に死亡したものと推定されます。

遺体は火葬に付し、遺骨は仮安置しています。心当たりのある方は当市福祉課までご連絡ください。

平成 24 年１月６日

山形県　　酒田市長　阿部　寿一

公 示 送 達

都城市公告第 215 号

都城市が発した土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第２項の規定による建築物等の移転通知及び照会並びに建築物等の除却通知及び照会は、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第１項及び同法同条第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、当該書類の送付にかえて通知の内容をつぎのとおり公告する。

平成 24 年１月６日

高崎都市計画事業新田土地区画整理事業
施行者　都城市
代表者　都城市長　長峯　　誠

1　書類の送付を受けるべき者
住所　宮崎県都城市高崎町大牟田1247番地
氏名　竹中重忠

2　通知の内容
①　平成23年11月24日付都城市指令第1231号土地区画整理法第77条第２項による建築物等移転通知及び照会（所有者あて）
②　平成23年11月24日付都城市指令第1231―２号土地区画整理法第77条第２項による建築物等除却通知及び照会（所有者あて）

3　送達の内容
①　書類の送達を受けるべき者が都城市高崎町大牟田字新田1162番地14に所有する木造平屋建１棟は高崎都市計画事業新田土地区画整理事業施行のため平成24年２月23日までに移転していただくことになりましたので通知します。
前記の期限後は、土地区画整理法第77条第７項の規定に基づき、施行者都城市が移転工事を行うことになりますので、あなたが前記期限までに自ら移転される意思があるか否かを添付の用紙で回答して下さい。
以上、土地区画整理法第77条第２項の規定に基づき、通知及び照会します。
②　書類の送達を受けるべき者が都城市高崎町大牟田字新田1162番地14に所有する工作物及び立竹木等一式は高崎都市計画事業新田土地区画整理事業施行のため平成24年２月23日までに除却していただくことになりましたので通知します。
前記の期限後は、土地区画整理法第77条第７項の規定に基づき、施行者都城市が移転工事を行うことになりますので、あなたが前記期限までに自ら移転される意思があるか否かを添付の用紙で回答して下さい。
以上、土地区画整理法第77条第２項の規定に基づき、通知及び照会します。

4　通知の掲示場所
都城市高崎町大牟田1224番地14の下新田公民館掲示板

教示
これらの通知について不服があるときは、これらの通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮崎県知事に審査請求することができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）。
また、行政事件訴訟法の規定により、これらの処分があったことを知った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６ヶ月以内に都城市を被告として取消訴訟を提起することができます。

以上

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十四年一月五日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年一月六日
札幌市北区太平六条一丁目二番二号
代表清算人　相馬　精治
オサム建設工業株式会社

解散公告

当社は、平成二十三年十二月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年一月六日
山形県東田川郡三川町押切新田字街道表五番地
代表清算人　吉永　静雄
吉永建材工業株式会社

解散公告

当社は、平成二十三年十月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年一月六日
千葉県松戸市六高台二丁目六一番地
清算人　古澤　正勝
有限会社古澤商事

解散公告

当社は、平成二十三年十二月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年一月六日
千葉県市原市五井中央東二丁目一〇番地一
九パルシャスＢ二一一三〇五
代表清算人　木下　文夫
株式会社コルトカンパニー

解散公告

当社は、平成二十三年十二月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年一月六日
千葉県柏ケ浦市久保田五番地二
清算人　田所　邦彦
有限会社田所水産

解散公告

当社は、臨時株主総会の決議により、平成二十四年一月五日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年一月六日
東京都北区志茂五丁目四一番一号
代表清算人　中島　義勝
荒川メトロポリタンネットワーク株式会社

解散公告

当社は、平成二十三年十二月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年一月六日
東京都千代田区三崎町三丁目三番二三号
清算人　加藤　左千夫
ジーエルナイトリーシング有限会社

解散公告

当社は、平成二十三年十二月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十四年一月六日
千葉県市原市五井中央東二丁目一〇番地一
九パルシャスＢ二一一三〇五
代表清算人　木下　文夫
株式会社コルトカンパニー